

養育医療給付の申請手続きについて

養育のため入院することを必要とする未熟児（出生体重が 2,000 g 以下の赤ちゃん、あるいは医師が入院治療を必要と認めた赤ちゃん）で、県が指定した医療機関にて入院治療した場合に、必要な医療の給付が受けられます。※世帯の収入に応じた自己負担があります（生活保護世帯は全額公費負担）。

なお、医療の給付を受けるためには、保護者が市へ申請することとなっています。申請書類（申請書、世帯調書等）は申請窓口で受け取る、または市のホームページからダウンロードできます。

●申請窓口：市役所 市民健康課（川内保健センター）、甑島振興局地域振興課

●受付時間：月～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

●申請に必要なもの

- ① 申請書（保護者が記入）
- ② 世帯調書（保護者が記入）
- ③ 同意書（保護者が記入）
- ④ 意見書（指定医療機関が記入・発行）
- ⑤ 医療保険の資格情報が確認できるもの（赤ちゃんが加入予定）（次の 1～4 のいずれかに該当する場合）



1. マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を持参された場合、申請者のマイナポータル端末（スマホ等）でダウンロードした「資格情報画面」の掲示の場合、別紙「被保険者資格情報」を記載してもらい、受付担当者が記載された情報に相違ないか目視にて確認します。

2. マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」を印刷して、持参された場合、「医療保険の資格情報」を受け取ります。

3. 令和 6 年 12 月 1 日時点で発行されている現行の健康保険証（最大で 1 年間使用可能）を持参された場合、健康保険証のコピーをとります。

4. 健康保険証の発行終了後、マイナ保険証や有効な健康保険証をお持ちでない場合、資格確認書または「資格情報のお知らせ」のコピーをとります。

⑥ マイナンバーカードおよび顔写真付き身分証明書

申請書および世帯調書は全員分の個人番号の記入が必要となります。

⑦ 母子健康手帳または母子健康手帳の写し

写して提出される場合、妊婦の健康状態 2 ページ・3 ページ、妊娠中の経過 8 ページ・9 ページ、出産の状態 14 ページ・15 ページをご準備ください。

⑧ 所得および課税状況が確認できる書類（該当年 1 月 1 日に本市に住所がなかった方のみ）

※マイナンバー情報連携により確認できる場合、省略可となります。

転入者等（本市で確認できない方）は、該当年 1 月 1 日現在の住所地自治体から、所得および課税状況が確認できる証明書を取り寄せて提出して頂く場合があります。自己負担額を決定するために、扶養義務者と同じ世帯で所得のある方の、所得および課税状況確認が必要です。

⑨ 印鑑（スタンプ印不可）

訂正等が生じた場合、従来通り、押印が必要です。

※ **赤ちゃんが退院してからの申請はできません。医療機関で意見書を発行された場合は速やかに申請をお願いします。**

<問合せ先>

薩摩川内市役所 市民健康課（川内保健センター）
〒895-0055 薩摩川内市西開聞町 6 番 10 号
TEL 0996-22-8811 Fax 0996-22-8038